

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社ピアラ
【英訳名】	PIALA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飛鳥 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松田 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6362-6831
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松田 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月26日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、定款第21条（取締役の任期）の変更を行うものであります。
- 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、定款第32条（監査役の任期）の変更を行うものであります。

第2号議案 資本金及び資本剰余金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額50,120,000円のうち20,120,000円を減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額844,058,335円のうち105,889,434円を減少して738,168,901円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日

3. 剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 126,009,434円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 126,009,434円

(3) 効力が生ずる日

2026年6月30日

第3号議案 取締役5名選任の件

飛鳥貴雄、根来伸吉、松田淳、齋藤利勝及び島田明恵を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

青山格雄、蒲俊郎及び杉野剛史を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

内原由貴を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	49,205	331	-	(注)1	可決 99.23
第2号議案	49,118	418	-	(注)2	可決 99.05
第3号議案					
飛鳥 貴雄	47,919	1,617	-	(注)2	可決 96.63
根来 伸吉	49,130	406	-	(注)2	可決 99.07
松田 淳	49,108	428	-	(注)2	可決 99.03
齋藤 利勝	49,133	403	-	(注)2	可決 99.08
島田 明恵	49,169	367	-	(注)2	可決 99.15
第4号議案					
青山 格雄	49,162	374	-	(注)2	可決 99.14
蒲 俊郎	49,154	382	-	(注)2	可決 99.12
杉野 剛史	49,155	381	-	(注)2	可決 99.12
第5号議案					
内原 由貴	49,118	418	-	(注)2	可決 99.05

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上